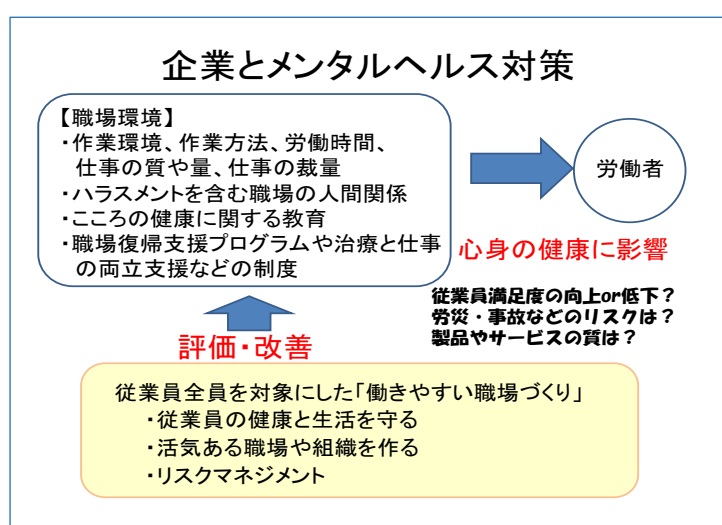


みんな仲良く楽しく & 健康的に働く職場づくり

帰宅してビールを飲みながらゲームをすることが唯一の楽しみという若者が突然子会社の社長になり失敗を繰り返しながら職場の仲間とともに成長していくラブコメディードラマを何となく見続けました。主人公は失敗が多く、社長挨拶のために用意した文書を忘れ、経営方針のインタビューに「みんな仲良く楽しく働きましょう！」と一言だけ挨拶し失笑をかったりします。

仕事は大変で、辛いこと、嫌なことが多くて当たり前、学校の標語みたいな甘いものじゃない!!!…と、そんな声も聞こえてきそうですが、「みんなが」「仲良く」「楽しく」そして「健康的に」働くことができ、「困った時はお互い様で助け合う」ことができる職場の風土があれば、職場環境がストレス要因となってメンタルヘルス不調者が増えたり、継続的な治療が必要な病気に罹った労働者が職場に相談できずに離職する（あるいは治療中断により病状が悪化する）といったことをかなり防げるものと思います。

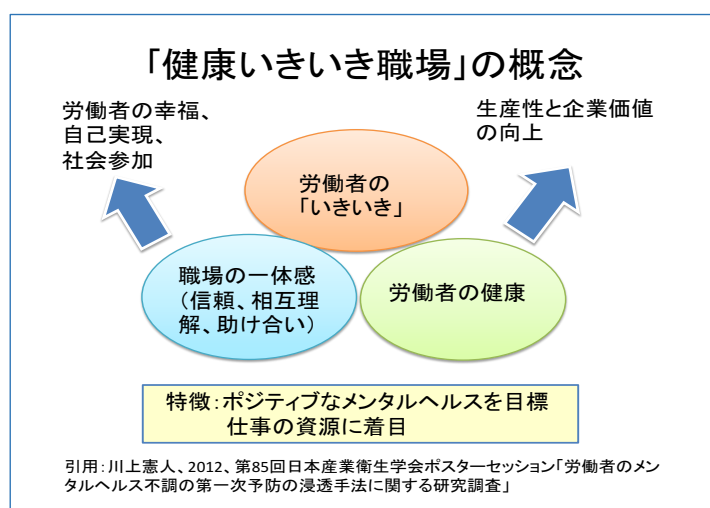


令和4年4月からは中小企業の事業主にも労働施策総合推進法に基づく『パワーハラスメント防止措置』が義務化され、必ず講じなければならない具体的な措置の内容が定められています。

ハラスメントは労働生産性を著しく低下させるものですから、ハラスメントそのものが起きない職場をどう作っていくか、不安の多い時代だからこそ、安心して働くことのできる職場環境づくりが求められます。

トータルヘルスプロモーションプラン（改正THP指針）、健康経営、健康いきいき職場等の考え方を取り入れ、健康的な職場づくりに取り組みませんか？

栃木産業保健総合支援センターでは、産業保健にかかる相談対応・情報提供・セミナー開催のほか、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援にかかる個別訪問支援を行っています（無料）。また、宇都宮地域産業保健センターは労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています（無料）。どうぞお気軽にお問い合わせください。



作成： 栃木産業保健総合支援センター（令和4年3月）

TEL：028-643-0685 E-mail：info@tochigis.johas.go.jp